

税務キャッチ・アップ

所得税・法人税関係

電子取引情報の保存制度の改正

1 はじめに

帳簿書類を電子的に保存する際の手続は、令和3年度税制改正で抜本的に簡素化される。

本稿では、その中で「電子取引情報の保存制度」について考察する。

2 電子取引情報の保存制度の概要

所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件により、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされている（電帳法7）。

「電子取引」とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

電子取引の具体例としては、①EDI取引、②電子メールによる請求書、領収書の受領、③インターネットのホームページ上からダウンロードした請求書、領収書の利用、④クラウドサービスを介して受領する電子請求書、電子領収書等があげられる。

3 令和3年度改正と留意点

令和4年1月1日以降に行う電子取引の取引情報については、下記の改正が行われる。

(1) 書面出力保存の廃止

改正前は電子保存に替え書面出力保存が認められていたが、

改正後は書面出力保存は廃止され、電子保存が義務付けられる。

今後は、電子取引情報が、電子帳簿保存法の保存要件に従っているかを確認した上で、電子保存する必要がある。

(2) システム保存要件の緩和

下記の保存要件について、次の改正が行われた。

【電子取引情報の保存要件】

- イ 次のいずれかの措置を行う
- ロ タイムスタンプが付与されたデータを受領する
- ロ 受領後遅滞なくタイムスタンプを付与する
- ハ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用する
- ニ 正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付けを行う

システムの概要書等の備付け

見読可能装置（電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンター）の備付け等

検索機能の確保

【改正事項】

- ① タイムスタンプの付与期間を書類格納後2カ月以内に延長する。
- ② 検索要件に関して、検索項目を「取引等の年月日」、「取

引金額」、「取引先」に限定するとともに、税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることにより、日付や金額の範囲指定や項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要となった。また、基準期間における売上高が1,000万円以下である事業者が税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることには、検索要件の全てが不要とされる。

(3) 社内体制の整備

適切な電子保存の運用が必要となり、また下記(4)の電子取引情報の保存に係る罰則規定が導入されることから、今後は会社規模に応じた社内体制・社内規程の整備、システムの整備が必要になると考えられる。

(4) 罰則の新設

適正な電子保存を担保するための措置として、電子取引情報の電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を、10%加算する（電帳法8④）。

4 おわりに

電子取引情報に係る電子保存は、従来から税務署長の承認等の手続はなく、取引を行う場合には自動的に適用される。令和4年1月1日以降は書面出力保存の代替措置がなくなるため、電子取引を行う全ての事業者に影響するため対応が必要である。

（右山研究グループ
税理士 北川 裕之）